

シンポジウム「今日の部落の実態把握をめぐって」
報告3

鳥取県部落実態調査結果（概要）

國 歳 眞 臣

はじめに

本稿は、一九八四年の部落解放同盟による全国部落実態調査結果のうち、鳥取県関係のものの一部を要約したものである。調査対象地区は、県東部四地区、西部二地区、中部二地区の計八地区七〇八世帯であり、東部の一地区を除き、他は全て農村部落である。回収率はいずれも九〇%を越えており、信頼性はかなり高いといえる。しかし、同時に、いくつかの問題点を含んでいる。

まず第一に、コントロール・グループの問題である。すなわち、対象部落と鳥取県全体との比較の点である。上述のように、今回の対象地区の設定は郡部中心になされており、出来れば郡部の部落と鳥取県郡部全体の比較をなすべ

きであったが、時間的な制約もあり、この点での分析は不十分である。ただ鳥取県全体にしめる郡部の大きさによってある程度は、この点をカバーしていることも間違いない。さらに、調査方法の違った資料による比較の妥当性の問題もあり、こうした点は、今後の課題として残されていると見てよい。

第二の問題点としては、時代および地域的な変化についてである。このたびの調査は、特別措置法以後の「見える差別」がいかに解消されてきたかということと、同時に「見えない差別」がいかに残存させられてきたかを分析することに目的があったといえる。その意味で、時代による変化は対象者の年齢別の比較によって、いかに「見える差別」が改善されつつあるかは分析出来たであろう。しかし部落ごうしの地域比較は、やはり対象地区の設定の限界等

により行うことが出来なかった。たしかに部落に共通する問題をとらえる視点も重要であるが、同時に、各地区固有の問題をいかに把握するかといった点も重要であり、特に農村部落をいくつか類型化することによって比較考察しななければならないであろう。

こうした方法論上、分析上の問題点はあるが、今回の調査による現時点の鳥取における部落の実態の概要について述べてみたい。

1、世帯について

世帯についてみると、家族類型別世帯数の構成比にて部落と鳥取県全体を比較した場合、第一にいえることは、部落の方に核家族世帯が少ないこと(部落四四・五%、鳥取県六〇・五%)、そして第二に「非親族世帯との同居」が鳥取県全体より二八・一%も高くなっていることである。前者は核家族化の進行のおくれとも言えるが、この二点により示されることは、部落における世帯の小規模化は一般的な「核家族化」の方向をとるのではなく、部落差別(就労差別等にもとづく)を原因とする家族の解体化として現象化していると言えよう。

また、年齢構造で先ず目につくことは、部落の老人の割

合が県の平均より少なく、部落の場合はやはり苛酷な労働、劣悪な衛生環境等に起因する部落差別の結果、短命であることを示している。また、県平均より「二十才～二十九才」の年齢層が多いのも特徴であり、この原因としては、「大学への進学率が少ないこと、仕事保障の不十分さ、地区外に進出しても定着がむずかしく、部落に帰らざるをえないこと」等が類推される。

2、健康について

次に健康状態について見ると、次の三点が指摘できる。

(イ)六十才以上の病弱者が全国の二倍に達していること、(ロ)有病率が部落は三六・五%と全国の三倍近くに達していること、(ハ)全国と比較し部落では、腰・肩・ひざの疾患及び胃腸障害がめだたて多いこと。これは就労条件の悪さとさらに生活環境からくるストレスとの関係が考えられる。

3、住宅について

住宅の所有状況は部落の持家九一・八%、一方県の持家七五・三%と部落の方が多く、又一世帯当りの畳数も、部落四三・六畳、県平均三三・六畳となっており、一応、部

落解放運動の前進、国・県・市町村自治体の行政施策の推進の成果と位置づけることができる。しかし、この表面的な数字だけをみて、手ばなしで喜ぶことはできない。次に明らかにされるごとく、部落世帯の年収は、県平均に比べて極端に低く、しかも、近代産業市場から疎外された部落の人々の生活の上に、この一見豊かな住宅事情が大きいのしかかっていることを忘れてはならない。すなわち、新築資金の返済、高額な固定資産税等による家計の圧迫を!

ただこうした部落の住宅状況が部落に対する「ねたみ意識」の中核にあることも無視できない事実であり、住宅事情において部落よりはるかに劣悪な状況におかれている人々が多く存在するのも事実である。たしかに部落は闘いによってこうした状況をかちとってきたのであるが、同時に部落外の事情がこのようにひどいことを考慮に入れつつ、共に行動するような形での運動を進め、意識を変革するようにしていくことが今まさに要請されているといえよう。

この点については、領家氏の次の指摘は極めて重要なものといえる。

「現在、部落調査は多くのところで依然として、一般地区との比較の問題として行なわれている。しかし、現状でも、被差別部落の改善が眼に見えた場合、**へ逆差別**といったことは生まれたように、比較といった相対的な方法

は、競争と相互の差別の応酬を導くと思われる。この相互差別の相対的独立も無差別に通ずると言えるであろうが、今一つは絶対的なへ差別のない社会へへの見通しをつけることである。後者はすべてのものが、それなりに意味を持ち、相互に一つの全体を作っていくことである。そのためには矛盾を隠蔽することではなくて、矛盾を積極的に取り出してくることである。」

4、生計費について

部落における生計費の源泉をしてみると、顕著なのは部落の場合「家族からの仕送りや贈与」が一四・三%もあり、県平均の約六倍あることである。その理由は明確ではないが、部落には、県外に他出した家族による仕送りによって生計費を得ている世帯が、県平均よりはるかに多く存在することを示したものであると言えよう。また、表2で顕著なことは「生活保護が主な世帯」が県平均一・一%の約四倍存在していることであり、このことは部落差別の結果としての不安定な生活基盤を表わした数字といえる。

次に世帯年収をしてみると、部落の一世帯当りの平均年収は、二六九・九万円であり、一人当りの平均年収は六五万円である。これに対して、県全体の一世帯当りの平均年

表3. 世帯主年齢別年収分布

区 分		199万円以下	万円 200~299	万円 300~399	万円 400~499	500万円以上	計
29才以下	実 数	14	9	6	—	—	29
	構成比%	48.3	31.0	20.7			100.0
30~39才	実 数	56	44	19	7	2	128
	構成比%	43.7	34.4	14.8	5.5	1.6	100.0
40~49才	実 数	65	39	35	14	15	168
	構成比%	38.7	23.2	20.8	8.4	8.9	100.0
50~59才	実 数	49	46	34	34	34	187
	構成比%	26.2	24.6	18.2	18.2	12.8	100.0
60才以上	実 数	84	37	31	16	20	188
	構成比%	44.7	19.7	16.5	8.5	10.6	100.0
計	実 数	268	175	125	71	61	700
	構成比%	38.3	25.0	17.9	10.1	8.7	100.0

(注) 年齢不明を除く

収は、四一七・四万円、一人当りの平均年収は九八・一万円である（一九八二年勤労者世帯）。この数字は、調査方法、対象、調査時点が異なり、直接比較することは無理だが、それでも部落の方が県平均をはるかに下まわっていることは明らかである。特に、世帯主の年齢、階層別の一世帯当りの年収を全国平均と比較した時、三十才代の年収は全国平均よりも約一五〇万円も低く、さらに世帯主年齢二十才代の年収は、全国平均の約六分の一しかない。表3は、世帯主の年齢収入別分布状態を示したものであるが、三十才代の年収二九九万円以下が実に七八・一%もあり、四十才代の年収においても、一九九万円以下が三八・七%、二〇〇~二九九万円が二三・二%となっている。ここにも、部落差別、すなわち生産関係から除外された極めて低い収入という差別的現実がある。

また、部落の一世帯当りの月平均生活費は、一〇・七万円（世帯員一人当り一・一万円）であり、鳥取県全体の一世帯当りの月平均生活費（消費支出）は二一・七万円（一人あたり五・一万円）である。直接比較するには無理があるが、しかし、部落の平均生活費は、県平均の約五〇%程度であることは推察できる。

表2. 鳥取県平均と比較

国調の収入区分	鳥取県 %	部 落 %
1. 仕事による収入が主な世帯	75.6	73.9
2. 仕送りが主な世帯	2.5	14.3
3. 年金・恩給が主な世帯	6.7	5.5
4. 生活保護が主な世帯	1.1	4.5
5. その他	14.1	1.8
計	100.0	100.0

表1. 生計費の源泉の構成比

収入区分	世帯数	割合%
1. 世帯主・世帯主の配偶者などの仕事による収入	545	73.7
2. 家族からの仕送りや贈与	106	14.3
3. 年金・恩給など	41	5.5
4. 生活保護	33	4.5
5. その他(個人給付、貯金の引き出し、不明含む)	14	2.1
回 答 計 (複数回答)	739	100.0
世 帯 計	708	95.8

5. 就労状況について

① 就労の有無

表1によると、就労者自体は鳥取県全体とほとんど差がない。ただ男女別にみでみると、部落の男子就労者は鳥取県全体より約六%低い。さらに働いている状況をみると、部落では、就労者のうち「毎日続けて働いている」ものは五一%、一方鳥取県全体は五八・八%になっており、約七・八%の差が出ている。特に注目しなければならぬのは、鳥取県男子全体の七八・一%が「毎日就労している」のに対し、部落の男子就労者では、その五六・八%しか毎日働いておらず、実に二〇%以上の格差が存在することである。そして逆に「時々働いている」男子就労者は、部落の場合一六・五%も存在するのに対し、鳥取県全体の男子就労者の場合は〇・九%しか存在せず、その格差は約二〇倍ということになる。このことは表2の年齢別集計がより一層明白に示している。すなわち、「ときどき働いている」ものが年齢が上昇するにつれて増加しており、部落差別的減少をみせながらも、なお残存しつつあることを示している。

表1. 就労の有無(性別)

就労の有無	性別	同 和 地 区						鳥 取 県							
		計		男		女		不明		計		男		女	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
(0) 計(就労者)		1,515	66.8	807	73.6	884	60.6	24	54.5	326 ^(注)	68.5	176	79.5	148	54.5
(1) 毎日続けて働いている		1,157	51.0	623	56.8	521	46.2	13	29.5	280	58.8	175	78.1	105	41.5
(2) ときどき働いている		350	15.4	181	16.5	158	14.0	11	25.0	45	9.5	2	0.9	43	12.0
(3) 働きながら学校に行っている		8	0.4	3	0.3	5	0.4	—	—	1	0.2	1	0.5	—	—
(4) 働いていない		708	31.2	268	24.4	422	37.4	18	40.9	150	31.5	46	20.5	105	41.5
(5) 不 明		46	2.0	22	2.0	22	2.0	2	4.6	—	—	—	—	—	—
N 合 計		2,269	100.0	1,097	100.0	1,128	100.0	44	100.0	476	100.0	224	100.0	253	100.0

表2. 年齢別就労の有無(総数)

就労の有無	年 令	計		(1)15~19才		(2)20~29才		(3)30~39才		(4)40~49才		(5)50~59才		(6)60~69才		(7)70才以上	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
		(0) 計(就労者)	1,515	66.8	43	20.9	355	82.0	366	84.1	316	88.2	267	72.7	137	50.2	31
(1) 毎日続けて働いている	1,157	51.0	34	16.5	318	73.4	303	69.6	245	68.4	186	50.7	63	23.1	8	4.1	
(2) ときどき働いている	350	15.4	4	2.0	34	7.9	63	14.5	71	19.8	81	22.0	74	27.1	23	11.7	
(3) 働きながら学校に行っている	8	0.4	5	2.4	3	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(4) 働いていない	708	31.2	135	65.5	74	17.1	66	15.2	41	11.5	99	27.0	131	48.0	162	12.2	
(5) 不 明	46	2.0	28	13.6	4	0.9	3	0.7	1	0.3	1	0.3	5	1.8	4	2.0	
N 合 計	2,269	100.0	206	100.0	433	100.0	435	100.0	358	100.0	367	100.0	273	100.0	197	100.0	

②就労形態

「常雇」率は、鳥取県全体より約九割低く、特に男子労働者の場合、鳥取県全体の男子平均六二・四割の「常雇」率に対し、部落の男子は四三・五割しかなく、約二〇割も低い。他方、不安定就労の代表的なものといえる「日雇」は、県全体の一・五割に対し部落二〇・五割と実に二〇倍もの高率となっている。ことに部落の男子労働者の二九・六割が「日雇」労働に就労しており、「臨時雇」・「パートタイム」等を含めた不安定就労者が実に三二・四割という高率を占めている。このことだけをみても、部落の深刻な差別実態は、依然として残存していることが明白となる。そしてこうした差別状態をより顕著にしているものが表4の年齢別就労形態である。すなわち、部落の労働者の場合、「年齢が高くなるほど常雇率は低くなり、その逆に日雇率は高くなる」という差別の現実状況である。たしかに、一面では解放運動の結果、「近年「常雇率」が高くなってきた」ともいえるが、同時に今、次の世代を育てるべき三十代、四十代に「日雇率」が高いことはやはり未だ差別が厳しいことを物語っているのではなからうか。

③職場の従業者数

鳥取県の場合、大企業は数えるほどしかなく、都市と比べ中小企業がほとんどであるゆえ、必然的に部落の就労者

は小零細企業中心である。ただ大阪府などの場合、「仕事保障のために地方公務員への就職を聞いた運動の成果といわれる「官公庁就業」が一・九・八割占めていたのに対し、鳥取県の部落にはわずか三・七割しか存在せず、ここ数年発生した県庁での部落差別事件とともに、行政の姿勢が問われているといえよう。

④職場の社会保障制度

表5は、こうした不安定就労状況のもとで、部落労働者の勤務先における低い社会保障状況をみごとに示したものである。しかし同時にこの表は、鳥取県の部落解放運動の連帯の基盤も、こうした労働状況の低さの打破におかれているのではないかと思う。

⑤就労内容

鳥取県全体と比較したとき、顕著なのは、先ず「事務従事者」が部落の場合七・七割と県全体の約二分の一しかなく、又「販売従事者」も県全体の約二分の一の六割しかないことである。逆にいわゆる「単純労働者」は、県全体の三・四割に対し、部落の場合には二二・三割と高率を示しており、約七倍も高くなっている。特に基幹労働者となる部落の男子労働者がこの「単純労働」に就労する割合は二九・九割で、県男子全体の約一〇倍になり、依然として部落の就労内容が基本的には改善されていないことが明らか

表3. 就労形態(性別)

性別 就労形態	部				落				鳥				取		県	
	計		男		女		不明		計		男		女			
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
(A) 計 (就労者)	1,137	75.1	625	77.4	492	71.9	20	83.3	220	67.5	130	73.0	90	60.8		
(1) 常 雇	709	46.7	351	43.5	348	50.8	10	41.6	182	55.8	111	62.4	71	48.0		
(2) 臨時 雇	53	3.5	26	3.2	26	3.8	1	4.2	15	4.6	3	1.7	12	8.1		
(3) 日 雇	310	20.5	239	29.6	62	9.1	9	37.5	5	1.5	5	2.8	—	—		
(4) 失対就労者	1	0.1	—	—	1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—		
(5) パートタイム	42	2.8	1	0.1	41	6.0	—	—	6	1.8	1	0.5	5	3.4		
(6) アルバイト	16	1.1	4	0.5	12	1.8	—	—	—	—	—	—	—	—		
(7) 会社・団体の役員	6	0.4	4	0.5	2	0.3	—	—	12	3.4	10	5.6	2	1.3		
(B) 自営業者	181	11.9	142	17.6	37	5.4	2	8.3	57	17.5	42	23.6	15	10.1		
(7) 雇い人あり	85	5.6	79	9.8	6	0.9	—	—	12	3.4	10	5.6	2	1.3		
(8) 雇い人なし	96	6.3	63	7.8	31	4.5	2	8.3	45	13.8	32	18.0	13	8.8		
(D) 自家営業の手伝い	142	9.4	33	4.1	108	15.8	1	4.2	42	12.9	6	3.4	36	24.3		
(D) 家庭での内職	42	2.8	1	0.1	41	6.0	—	—	7	2.1	—	—	7	4.7		
(2) 不 明	13	0.8	6	0.8	6	0.9	1	4.2	—	—	—	—	—	—		
計	1,515	100.0	807	100.0	684	100.0	24	100.0	326	100.0	178	100.0	148	100.0		

表4. 就労形態(年齢別)

就労形態	年 令 別		(1)10~19才		(2)20~29才		(3)30~39才		(4)40~49才		(5)50~59才		(6)60~69才		(7)70才以上	
	計		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
	(A) 計 (就労者)	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
(1) 常 雇	709	46.7	36	83.8	248	69.9	187	51.1	129	40.8	86	32.2	23	16.8	—	—
(2) 臨時 雇	53	3.5	2	4.7	14	3.9	12	3.3	9	2.8	6	2.3	9	6.6	1	3.2
(3) 日 雇	310	20.5	1	2.3	26	7.3	76	20.8	76	24.1	77	28.8	45	32.8	9	29.1
(4) 失対就労者	1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3.2
(5) パートタイム	42	2.8	—	—	10	2.8	14	3.8	9	2.8	7	2.6	2	1.5	—	—
(6) アルバイト	16	1.1	1	2.3	7	2.0	2	0.5	3	1.0	2	0.7	1	0.7	—	—
(7) 会社・団体の役員	6	0.4	—	—	1	0.3	—	—	3	1.0	1	0.4	—	—	1	3.2
(B) 自営業者	181	11.9	—	—	11	3.1	32	8.7	44	13.9	47	17.6	35	25.5	12	38.7
(8) 雇い人あり	85	5.6	—	—	8	2.3	18	4.9	27	8.5	21	7.9	9	6.6	2	6.4
(9) 雇い人なし	96	6.3	—	—	3	0.8	14	3.8	17	5.4	26	9.7	26	18.9	10	32.3
(D) 自家営業の手伝い	142	9.4	1	2.3	28	7.9	28	7.7	31	9.8	31	11.6	16	11.7	7	22.6
(D) 家庭での内職	43	2.8	1	2.3	7	2.0	14	3.8	9	2.8	8	3.0	3	2.2	—	—
(2) 不 明	12	0.8	1	2.3	3	0.8	1	0.3	3	1.0	2	0.8	3	2.2	—	—
計	1,515	100.0	43	100.0	355	100.0	366	100.0	316	100.0	267	100.0	137	100.0	31	100.0

表5. 職場の社会保障制度

性別 社会保障制度	部 落							
	計		男		女		不 明	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
(1) 健康保険	645	15.7	307	15.4	331	16.1	7	10.9
(2) 厚生年金	645	15.7	300	15.0	336	16.3	9	14.1
(3) 雇用保険	429	10.4	202	10.1	220	10.7	7	10.9
(4) 労災保険	441	10.7	236	11.8	195	9.5	10	15.6
(5) 退職金	373	9.1	175	8.8	193	9.4	5	7.8
(6) 有給休暇	377	9.2	174	8.7	197	9.6	6	9.4
(7) 生理休暇	128	3.1	45	2.3	79	3.8	4	6.3
(8) 賞 与	554	13.5	255	12.8	291	14.2	8	12.5
(9) 労働組合	180	4.4	80	4.0	98	4.8	2	3.1
(10) いづれも無い	297	7.2	195	9.8	98	4.8	4	6.3
(11) 不 明	48	1.2	28	1.4	18	0.9	2	3.1
N 計 (実数)	4,117	—	1,997	—	2,056	—	64	—

表6. 就労内容

性別 就労内訳 (職業別構成)	部 落								鳥 取 県					
	計		男		女		不 明		計		男		女	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
(1) 専門的・技術的・管理的職業従事者	154	10.2	109	13.5	43	6.3	2	8.3	40	12.3	26	14.6	14	9.5
(2) 事務従事者	116	7.7	39	4.8	76	11.1	1	4.2	52	15.9	24	13.5	28	18.9
(3) 販売従事者	91	6.0	33	4.1	56	8.2	2	8.3	38	11.7	20	11.2	18	12.2
(4) 農林・魚業作業者	120	7.9	63	7.8	55	8.0	2	8.3	59	18.1	28	15.7	31	20.9
(5) 採鉱・採石作業者	9	0.6	8	1.0	1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—
(6) 運輸・通信従事者	52	3.4	49	6.1	2	0.3	1	4.2	13	4.0	13	7.3	—	—
(7) 技能工・生産工程従事者	348	22.8	160	19.8	183	26.8	3	12.5	89	27.3	52	29.2	37	25.0
(8) 単純労働者	337	22.3	241	29.9	85	12.6	10	41.7	11	3.4	6	3.4	5	3.4
(9) 保安職業従事者	4	0.3	3	0.4	1	0.1	—	—	3	0.9	3	1.7	—	—
(10) サービス職業従事者	82	5.4	28	3.5	54	7.9	—	—	21	6.4	6	3.4	—	10.1
(11) そ の 他	120	7.9	40	5.0	78	11.4	2	8.3	—	—	—	—	—	—
(12) 不 明	84	5.5	34	4.1	49	7.2	1	4.2	—	—	—	—	—	—
計	1,515	100.0	807	100.0	684	100.0	24	100.0	326	100.0	178	100.0	148	100.0

表7. 就労者の年収

性別 年 収	部 落																	
	計		男				女				不 明				鳥 取 県			
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
(1) 99万円以下	345	30.3	114	18.2	225	45.7	6	30.0	37(+2)	16.8	6	4.6	31	34.5				
(2) 100~199万円	602	52.9	360	57.6	230	46.7	12	60.0	80	36.4	39	30.0	41	45.6				
(3) 200~299	111	9.8	87	13.9	22	4.5	2	10.0	52	23.6	41	31.5	11	12.2				
(4) 300~399	45	4.0	44	7.0	1	0.2	—	—	25	11.4	21	16.2	4	4.4				
(5) 400~499	6	0.5	6	1.0	—	—	—	—	13	5.9	11	8.5	2	2.2				
(6) 500~599	2	0.2	2	0.3	—	—	—	—	13	5.9	12	9.2	1	1.1				
(7) 600万円以上	1	0.1	1	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
(8) 不 明	25	2.2	11	1.8	14	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—				
N 計	1,137	100.0	625	100.0	492	100.0	20	100.0	220	100.0	130	100.0	90	100.0				

表8. 就業者年収 (就労形態別)

就労形態 年 齢	計																	
	計		(A) 就業者				(B) 専業主婦・専業主夫				(C) 自営業主 (5)+(9)				(D) 家庭内の職			
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
(1) 99万円以下	455	30.7	345	30.3	148	20.9	197	46.7	—	—	39	21.5	58	40.8	22	52.4		
(2) 100~199万円	705	46.5	602	52.9	397	56.0	203	48.1	2	33.3	60	33.1	37	26.1	3	7.1		
(3) 200~299	153	10.1	111	9.8	99	14.0	10	2.4	2	33.3	34	18.8	8	5.6	—	—		
(4) 300~399	56	3.7	45	4.0	44	6.2	—	—	1	16.7	10	5.5	1	0.7	—	—		
(5) 400~499	11	0.7	6	0.5	6	0.8	—	—	—	—	4	2.2	1	0.7	—	—		
(6) 500~599	3	0.2	2	0.2	1	0.1	1	0.2	—	—	1	0.6	—	—	—	—		
(7) 600万円以上	22	0.1	1	0.1	—	—	—	—	—	—	1	0.6	—	—	—	—		
(8) 不 明	120	8.0	25	2.2	14	2.0	11	2.6	—	—	32	17.7	37	26.1	17	40.5		
N 計	1,515	100.0	1,137	100.0	799	100.0	422	100.0	6	100.0	181	100.0	142	100.0	42	100.0		

表9. 就職希望の有無

性別	計		部		落		鳥		取		県	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
就職希望の有無												
(1) このまま続けたい	1,182	78.0	634	69.8	528	77.2	20	83.3	277	85.0	153	86.0
(2) やめて就職したい	194	12.8	116	12.8	74	10.8	4	16.7	24	7.4	13	7.3
(3) 仕事そのものをやめたい	26	1.7	9	1.1	17	2.5	—	—	10	3.1	4	2.2
(4) 不 明	113	7.5	48	5.3	65	9.5	—	—	15	4.5	8	4.5
N 計	1,515	100.0	807	100.0	684	100.0	24	100.0	326	100.0	178	100.0

表10. 転職希望の有無(性別・年齢別)

性別	計		(1) 15~19才		(2) 20~29才		(3) 30~39才		(4) 40~49才		(5) 50~59才		(6) 60~69才		(7) 70才以上		
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
総 数	1,182	78.0	30	69.8	275	77.5	294	80.3	255	80.7	207	77.5	99	72.3	22	71.0	
(1) このまま続けたい	194	12.8	8	18.6	48	13.5	50	13.7	36	11.4	35	13.1	16	11.7	1	3.2	
(2) やめて就職したい	26	1.7	—	—	2	0.6	4	1.1	3	0.9	8	3.0	7	5.1	2	6.5	
(3) 仕事そのものをやめたい	113	7.5	5	11.6	30	8.4	18	4.9	22	7.0	17	6.4	15	10.9	6	19.3	
N 計	1,515	100.0	43	100.0	355	100.0	366	100.0	316	100.0	267	100.0	137	100.0	31	100.0	
男	634	78.6	12	54.5	139	75.1	167	81.9	128	81.0	115	79.3	59	77.6	14	82.3	
(1) このまま続けたい	116	14.4	7	31.8	31	16.8	28	13.9	19	12.0	22	15.2	8	10.5	1	5.9	
(2) やめて就職したい	9	1.1	—	—	—	—	2	1.0	1	0.6	4	2.8	2	2.6	—	—	
(3) 仕事そのものをやめたい	48	5.9	3	13.7	15	8.1	7	3.2	10	6.4	4	2.7	7	9.3	2	11.8	
(4) 不 明	807	100.0	22	100.0	185	100.0	204	100.0	158	100.0	145	100.0	76	100.0	17	100.0	
N 計	528	77.2	18	85.7	132	80.0	123	78.3	124	80.0	87	75.6	36	63.2	8	57.1	
女	74	10.8	1	4.8	16	9.7	21	13.4	17	11.0	11	9.6	8	14.0	—	—	
(1) このまま続けたい	17	2.5	—	—	2	1.2	2	1.3	2	1.3	4	3.5	5	8.8	2	14.3	
(2) やめて就職したい	65	9.5	2	9.5	15	9.1	11	7.0	12	7.7	13	11.3	8	14.0	4	28.6	
(3) 仕事そのものをやめたい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(4) 不 明	N 計	684	100.0	21	100.0	165	100.0	157	100.0	155	100.0	115	100.0	57	100.0	14	100.0

となる。そしてこの部落の就労差別の実態をめぐりに集約している事実が、実に日雇・臨時雇の五五・五割が単純労働従事者である点である。

⑥ 有業者一人あたりの年収

部落の有業者の年収を鳥取県全体と比較したとき、「所得の低い層は部落有業者が多く、年収の高い層は鳥取県全体に多い」という事実が明白となる。さらに表8より、部落の場合には、「常雇」と「不安定就労」の差はそれほどなく、ともに部落有業者は低年収に甘んじているという差別結果のみが、一つの事実として浮びあがってくるのである。

⑦ 転職希望

こうした極めて低条件での就労状態に対して、部落の就業者は決して満足しているわけではない。先ず鳥取県男子全体の「転職希望率」七・三割に対し、部落の男子有業者の場合約二倍の一四・四割も存在している。さらに「不安定就労」有業者のうち六四・〇割の人々が「このまま続けたい」と答えているところに部落差別の姿があるといえよう。

6. 社会 保 障

① 年金の加入状況

年齢別に見たとき、高齢者の未加入率が高く、不安定就労者の多い部落の高齢者にとっての老後が、決して豊かにならぬことを示している。

② 生活保護の受給

部落の生活保護状況で目につく事は、(1)生活保護率の高さ、(2)受給期間の長期化の傾向である。特に後者は、部落改善が進められているにもかかわらず現実には雇用創出等の抜本的な雇用対策等が未確立であることを示していると思える。そして同時に、部落差別の結果としてしばしば指摘される部落の病弱者の問題が、その背後にひそんでいるといえる。

7. 教 育 実 態

① 学 歴

部落の学歴構造としていえることは初等教育率の人の占める割合が大きく、逆に中等教育率の占める割合が極めて少ないことである。特に部落における未就学者の占める割合

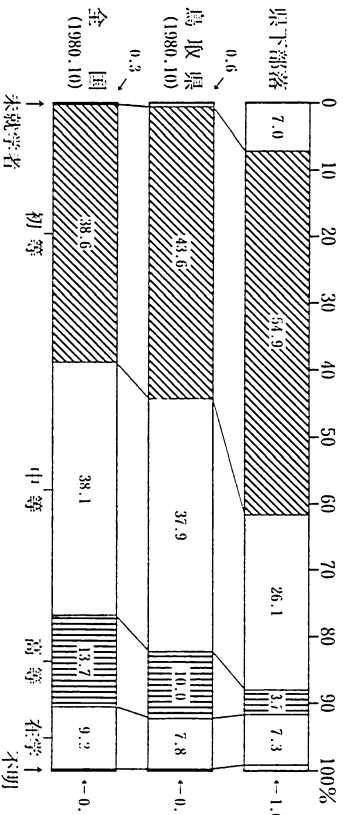
表11. 転職希望の有無 (就労形態別)

就労形態 希望の有無	計		(A) 就労者		(1) 常雇		(2) 臨時・パート・アルバイト		(7) 会社・団体役員		(3) 自営業主(8)+(9)		(10) 自家営業手		(11) 家庭での職		(12) 不明	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
(1) このまま続けたい	1,182	78.0	897	78.9	621	87.6	270	64.0	6	100.0	155	85.6	113	79.6	12	28.6	5	38.5
(2) やめて転職したい	194	12.8	172	15.1	62	8.7	110	26.1	—	—	6	3.3	5	3.5	10	23.8	1	7.9
(3) 仕事そのものをやめたい	26	1.7	25	2.2	7	1.0	18	4.2	—	—	—	—	1	2.7	—	—	—	—
(4) 不明	113	7.5	43	3.8	19	2.7	24	5.7	—	—	20	11.1	23	14.2	20	47.6	7	53.6
N	1,515	100.0	1,137	100.0	709	100.0	422	100.0	6	100.0	181	100.0	142	100.0	42	100.0	13	100.0

生活保護受給期間の比較

地域	部	落	全国	
受給期間	実数	構成比	実数	構成比
半年未満	7	10.1	—	—
半年~1年	4	5.8	—	16.8
1~3年	14	20.3	—	21.9
3~5年	10	14.5	—	15.5
5~10年	13	18.8	—	23.6
10年以上	21	30.5	—	22.2
計	69	100.0	—	100.0

図1. 16才以上人口の学歴構造比較



合は、鳥取県：全国のそれと比較し極端に高く、比して高等教育率の占める割合は極めて低い、すなわち未就学者の割合は鳥取県の〇・六%、全国の〇・三%に対し、部落では七・〇%もあり、この割合は鳥取県・全国のその一〇数倍から二〇倍の高率となっている。逆に高等教育をうけている人の割合は、部落三・七%、鳥取県一〇・三%、全国一三・七%である。結局、中等教育率や高等教育率の割合からみて、本県の部落の教育状況はおよそ全国・鳥取県の二十年前の状況にあるといえる。

また、年齢別学歴構成を全県と比較すると、十五才から十九才で注目すべきはこの年齢の在学生が部落六九・三%に対し、全県の八二・三%と比べ一三%の開きがあることである。さらに二十才での高等教育率は、部落一三・四%であり、全県の二四・七%の約半分しかなく、学歴の差はすでに二十才代で表れているのである。

ちなみに大学進学率について鳥取県教育委員会の調査があるのみでみると、およそ部落の大学進学率は全県の約二分の一と低く、その対策も急務となっている。

② 読み書きの力

上述の学歴の実態は、読み書きの力にもあらわれており、図5より明白なように「読むこと」「書くこと」において、とにかく不自由している人が四分の一前後存在する

という事実である。この点で、識字運動の取り組みを強めていく必要が明らかである。

8. 差別意識

「差別が実態と関係するのではなくて、ある場合には人々そのものが理由とされ、ある場合には地域そのものが理由とされることによって社会的に差別されている」といえる。〈部落〉が存在していることは、差別が人々の意識の中にあると云う事だと明記しておくことが必要である。したがって、客観的に捉えることができるのである。〈実態〉は意識の在り方と対応してのみ定まるものといえる。社会的差別が同一の〈社会〉に所属することを拒絶するという差別者の側の意図は、被差別者の側では差別者たちの社会への社会参加から閉めだされていることによって果たされることになる。その意味で社会的差別は〈社会参加からの排除〉が、ある種の社会的な範ちゅうに属する人々に対して強制されることを意味する。

この領家氏の差別と差別意識の捉え方は、非常に重要な意味を含んでいる。そして「社会参加からの排除」という社会的差別をもっとも典型的に示しているものが「結婚差別」であろう。そこで「結婚差別」と「差別意識」の問題

をまず取りあげてみたい。

①結婚差別

表1は、夫婦を「夫婦とも部落の生まれ」「一方が一般地区の生まれ」「夫婦とも一般地区の生まれ」の三つのケースに区分して、結婚の時期ごとにその割合を示したものである。かつて、部落では夫婦ともに部落民同士で結婚する場合が多かった。表によれば、鳥取県の場合、一九二六年から一九三四年には「夫婦とも部落」が九七・七％、しかも敗戦後京都府のような場合には四五・七％となったのに比較し、鳥取では、現在なお六四・一％の高率を占めている(ちなみに、大阪府四二・四％)。その結果、鳥取県の場合、一方が部落民でない夫婦は、確かに微増しているが三割程度しかなく、「現在では部落にすむ部落の青年たちの約半数が部落外の青年と結婚している」といわれる京都などと比べると格段の遅れがある。

この遅れの原因を推察すると、やはり農村における結婚の際に最も重視された家柄がなお問題とされる点、高度経済成長の中で取り残された山陰農村地帯の地縁的・血縁的關係の強さ等があげられよう。ただ、徐々にではあるが部落の閉鎖的な諸關係が仕事あるいは教育の場の拡大によって破られ、社会的に活動する領域が広がることにより、若者の中に部落民と部落民でないものとの結婚が増加したし

た傾向をみとめることができる。

表2は、「時期別結婚差別の体験」についての調査である。これは部落民と部落民でないものが結婚したケースを対象としているが、そのうち三五・八％が「結婚差別を受けたことがある」と回答している。そして注目すべきことは、一九七五年以降「結婚差別を受けたことがある」という回答が急増していることである。このことは、若い夫婦の方が結婚差別に直面した率が高いことを示すものであり、同時に、たしかに部落民でないものとの結婚が増加しているが、これを可能にしたのは社会的制約の緩和によるものであり、決して個々人の部落に対する差別意識は解消していないということであろう。その点で、私は師岡氏「少なくとも近代化が差別意識を弱め、消失させる方向におもむかせている徴候はほとんどうかがうことはできない。」という指摘に賛同する。

②被差別体験

上述のように、結婚を通して部落差別はなお厳然と存在し続けていることが明白となった。そこで最後に、「被差別体験」についてみてみたい。

表3より明白なように、中学生以上二二六九人中、一一三九人、五〇・三％の人が「被差別体験」をもっている。すなわち回答者のほぼ二人に一人が差別の体験を持っている

る。

そのうち、最も多いのは結婚をめぐる差別で二八・七％である。ついで部落周辺の人々による差別で二五・四％、さらに学校での差別一四・七％、就職・職場での差別一一・一％等となっており、部落差別は生活のあらゆる場において引き起こされているといつてよい。

以上、この調査を分析しながら感じたことは、現段階では、「見える差別」の改善はたしかに努力がなされてきているが、同時に「見えない差別」たとえば就労や教育等々の実態は、依然として厳しい状態にあるという点である。また「同一の社会」に所属することを拒絶するという差別者の側の意図」を見ぬき打破するという意味で、啓発活動の必要性は一層増してきているといえよう。

注

- (1) 領家稜『社会的な差別とはなにか』大阪府雇用開発協会、九〇～九二頁
- (2) 同上、六〇頁
- (3) 師岡佑行『現代部落解放試論』柘植書房、一五四頁

図2. 部落の年齢別学歴構造

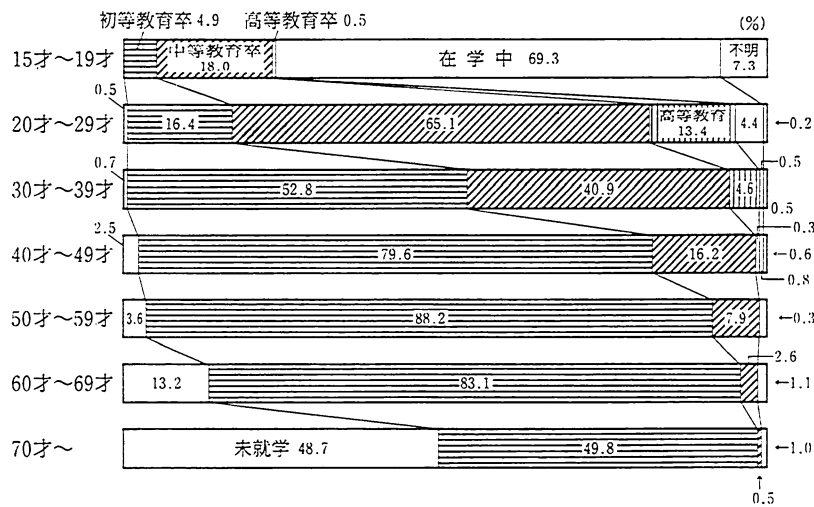


図5. 読み書きの力の状況

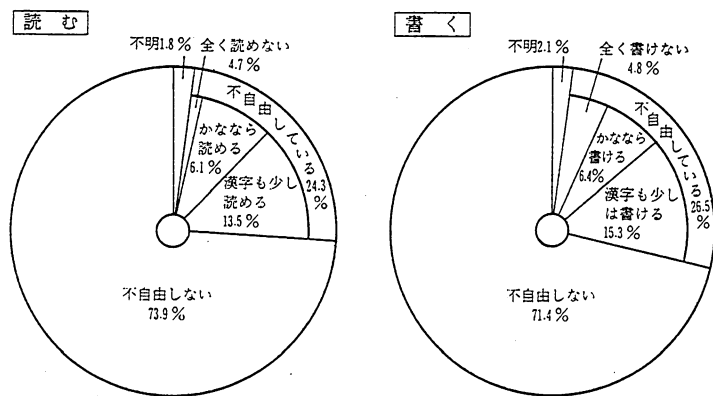


表1. 時期別結婚相手

結 婚 時 期	一方が一般地区の生まれ	夫婦とも部落の生まれ	夫婦とも一般地区の生まれ
1925年(大正14年)以前	2.2	97.8	0
1926年~1934年(昭和元年~9年)	2.3	97.7	0
1935年~1944年(昭和10年~19年)	1.8	98.2	0
1945年~1954年(昭和20年~29年)	9.1	90.9	0
1955年~1959年(昭和30年~34年)	9.3	90.7	0
1960年~1964年(昭和35年~39年)	19.8	82.2	0
1965年~1969年(昭和40年~44年)	25.8	74.2	0
1970年~1974年(昭和45年~49年)	32.3	67.7	0
1975年~1979年(昭和50年~54年)	31.2	68.8	0
1980年(昭和55年)以降	25.9	64.1	0
総 数	16.0	84.0	0

図3. 全県における年齢別学歴構造(1980年)

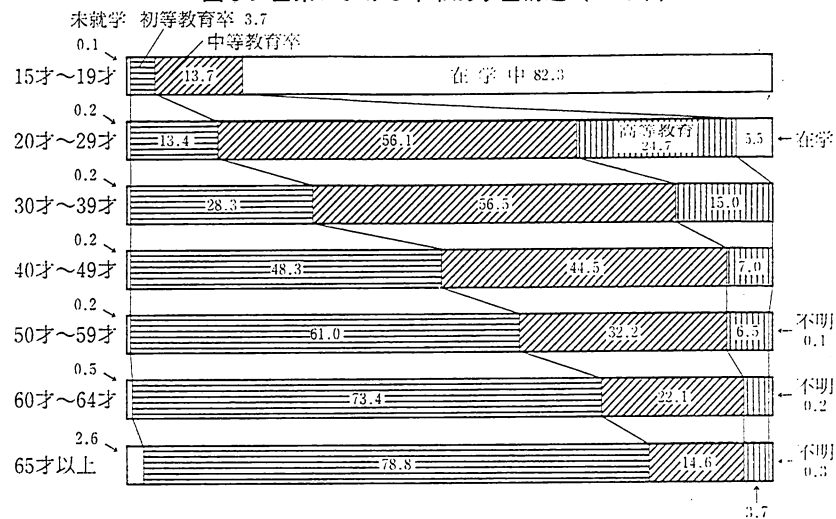


図4. 高等学校卒業者の大学進学率

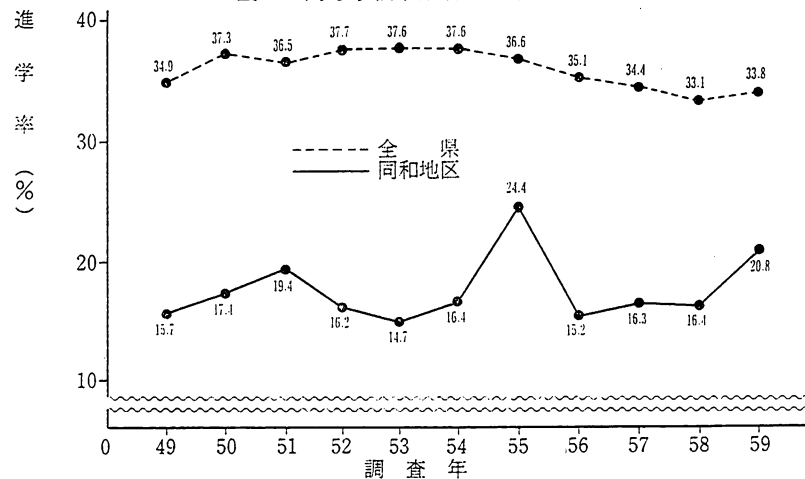


表 2. 時期別結婚差別の体験 (%)

区 分	受が 婚差 別を ある こと	受が 婚差 別を ない こと	差 別 か ど う か	反 対 さ れ た か	不 明
1925年 (大正14年)以前	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1926年～1934年 (昭和元年～9年)	1 (50)	1 (50)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1935年～1944年 (昭和10年～19年)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1945年～1954年 (昭和20年～29年)	4 (24.4)	9 (47.4)	1 (5.3)	5 (26.3)	0 (0)
1955年～1959年 (昭和30年～34年)	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)
1960年～1964年 (昭和35年～39年)	5 (27.8)	10 (55.6)	1 (5.6)	2 (11.1)	0 (0)
1965年～1969年 (昭和40年～44年)	7 (29.2)	9 (37.5)	0 (0)	8 (33.3)	0 (0)
1970年～1974年 (昭和45年～49年)	9 (28.1)	11 (34.4)	6 (18.8)	6 (18.8)	0 (0)
1975年～1979年 (昭和50年～54年)	15 (51.7)	6 (20.7)	4 (13.8)	4 (13.8)	0 (0)
1980年 (昭和55年)以降	11 (45.8)	8 (33.3)	4 (16.7)	1 (4.2)	0 (0)
総 数	57 (35.8)	59 (37.1)	17 (10.7)	26 (16.4)	0 (0)

表 3. 被差別的体験と直接的見聞経験

区 分	%	人
1. 学校教育の場での部落差別	14.7	333
2. 日常生活の中で部落周辺の 人による部落差別	25.4	577
3. 自分の結婚に際して部落差 別を体験した	4.9	112
4. 家族や親戚の結婚に際して 部落差別を体験した	12.4	281
5. 結婚に際しての部落差別を 直接見聞きした	11.4	259
6. 就職に際しての部落差別	3.7	85
7. 職場内での部落差別	7.4	169
8. PTA・同好会・成人学校などい わゆる社交の場での部落差別	3.2	71
9. その他の場での部落差別	13.4	394
10. 今までに部落差別を体験した り、見聞きしたことはない	34.6	781
11. 不 明	15.2	346
回 答 計	146.2	3,320
回 答 者 数	100.0	2,269